

2024年度町田市教育委員会

第8回定例会会議録

- 1、開催日 2024年11月1日
- 2、開催場所 第二、三、四、五会議室
- 3、出席者 教 育 長 小 池 慎一郎
 委 員 後 藤 良 秀
 委 員 森 山 賢 一
 委 員 井 上 由 奈
 委 員 関 根 美 咲
- 4、署名者 教育長
 委 員
- 5、出席事務局職員 学校教育部長 石 坂 泰 弘
 生涯学習部長 白 川 直 美
 教育総務課長 高 田 正 人
 新たな学校づくり推進課長 田 中 茂 明
 新たな学校づくり推進課担当課長 佐 藤 健
 施設課長 田 中 功
 施設課担当課長 来住野 彰
 学務課長 高 野 徹
 指導室長（兼）指導課長 大 山 聡
 生涯学習総務課長 西久保 陽 子
 図書館長 中 嶋 真
 図書館副館長 竹 川 裕 之
 図書館担当課長 本 郷 剛
 市民文学館担当課長 野 澤 茂 樹
 （町田市民文学館長）
 文化スポーツ振興部スポーツ振興課長 高 梨 光 之
 スポーツ振興課庶務企画担当係長 山 田 和 彦

スポーツ振興課担当係長

十 河 真 広

書 記

齊 藤 華 子

書 記

板 垣 有美子

書 記

田 中 優 太

書 記

中 里 典 子

速 記 士

帯 刀 道 代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

6、請願、提出議案及び結果

請願第5号 「まちだの新たな学校づくり推進計画」と『地域活用型学校』についての説明および議論を深める場を求める請願 不 採 択

請願第6号 子ども達や保護者を振り回している統廃合計画を白紙撤回し国の適正規模に基づいて、子ども達も安全に安心して近くの学校に通学し、子ども達に目の行き届いた各学校の建替え・設置を求めます(請願) 不 採 択

議案第23号 町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について 原 案 可 決

7、傍聴者数 13 名

8、議事の概要

午前10時00分開会

○教育長 ただいまから町田市教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は森山委員です。

初めに、日程の一部変更をお願いいたします。本日は、請願が2件提出されておりますので、日程第2、議案審議事項のうち、請願第5号、請願第6号を、日程第1、月間活動報告に先立ち、審議したいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、請願第5号「『まちだの新たな学校づくり推進計画』と『地域活用型学校』

についての説明および議論を深める場を求める請願」を審議いたします。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時01分休憩

午前10時02分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほど申し上げましたように、10分の範囲で口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。また、その後、委員の皆様から質問がありましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 「まちだの新たな学校づくり推進計画」と『地域活用型学校』についての説明および議論を深める場を求めます。

2024年9月市議会において、「まちだの新たな学校づくり推進計画」が『地域活用型学校』であるという答弁が市長より行われました。

また、文教社会常任委員会の学校教育部第100号議案の審議において、「学校の開放」、「PFI業者による講座」、「学校の予約システムの公平」などの言葉が出てきました。

「新たなコンテンツ」、「知育」、「地域文化」、「児童向け英語コミュニケーション講座」、「運動フットサル」、「ヨガ教室」、「料理教室」等の実施可能提案が契約業者から行われるということ、また、町田市からの要求水準書で週4つ以上のコンテンツを行うこととしているということですが、そのような要求を行うことも説明会で示したのでしょうか。

審議の中で、「学校施設を開放していくときにどのようなことに使っていきたいか？」として、2022年のアンケートの回答からということですが、公表されている保護者の回答を見ると、「放課後の活動についておうかがいします」の間25「学校の時間以外で、お子さんに多くの時間を過ごしてほしいことは何ですか」に、「友達とあそぶこと」が87.4%と最も多く、次いで「スポーツに親しむこと」が77.3%、「宿題や学習塾（英会話教室等）での学習」が57.1%、「家族と過ごすこと」が53.6%、「文化や芸術に親しむこと」

が52.3%となっています。学校時間以外に保護者が一番望んでいるのは「友達とあそぶこと」です。この回答結果は、今回のPFI契約においてどこに反映されているのか教えてください。

問26「問25でお答えいただいたことのうち、学校施設を活用してできたらいいと思うものは何ですか」に、「スポーツに親しむこと」が59.5%と最も多く、「友達とあそぶこと」等が次いでいます。これは複数回答可としながらも、そもそも回答を絞っています。

また、いわゆる「学校施設を活用して」と言われた場合、今あるまちとも活動や、地域のスポーツクラブ活動を地域開放として想像するものではないでしょうか。実費で「新たなコンテンツ」という理解でこの回答をしたとは思えませんが、いかがお考えですか。

また、公表されている当事者である児童・生徒の回答を見ると、「学校の時間以外で多くの時間を何がしたいですか」と質問をしていません。当事者である児童・生徒に聞かないのはどうしてですか。

そして、校舎の契約年数の維持管理のための修繕費用はこのPFI契約に含まれていると理解していますが、「新たなコンテンツ」のための費用も含んでいるということでしょうか。そもそも「新たなコンテンツ」が必要だといつ決められたのか、どちらも教えてください。

この計画について全庁的に話を進めているということですが、教育の場である学校を活用していくということを教育委員会はどのようにお考えなのでしょう。

実費でそのコンテンツの利用が行われ、その運営費はPFI契約280億円に含まれ、構成、協力企業に支払われるということです。これから建てられる「新たな学校」でコンテンツ事業代を町田市民の税金を使って契約年数行われること、また、その学校児童・生徒の中でも、その有償のコンテンツ利用が家庭の経済状況により異なると思いますが、学校の公平性としてどうお考えですか。加えて、ほかの地域の児童・生徒、市民でも利用できるということですか。

企業からの提案ということですが、「学校」という場であることを前提に考えれば、小・中学校で増加している特別支援級児童・生徒への支援活動団体、子ども支援NPO団体、子ども食堂、ほかにも市民、保護者からの意見があるのではないのでしょうか。どうして構成、協力企業が「新たなコンテンツ」を提案するという契約がされたのでしょうか。

学校施設を活用するその地域市民、学校、とりわけ保護者、児童・生徒の要求を聞きながら行う地域活用とは異なるのではないのでしょうか。

「学校運営、学童、まちとも」、「地域活動」を優先するとのことですが、週4つ以上の提案が契約に含まれ、「維持管理運営」ということで支払われる。従来の主体的な地域活動と企業サービスとは異質だと思いますが、公平と言えるのでしょうか。

鶴川四小では、介護サービスが校舎の一部活用で行われていました。高齢者にとって子どもたちの声が聞こえるのは刺激があり、地域から通える家族にとっても大変助かっていました。そういった地域活用ではなく、企業がお教室として行うのはイメージが大きく異なります。

そもそも学校開放への安全性の議論がされなくてよいのでしょうか。私が参加した説明会では保護者からもそのことへの懸念がありました。

これまでの説明会では、少子化と老朽化、そして町田市の財政という理由で、「新たな学校づくりを通じて、老朽化した学校施設をはじめ、未来の子どもたちの教育環境を」として進めていました。学校運営が優先されるということですが、子どもたちの教育の場である学校を『地域活用型学校』として進めるということがどのようなことなのかを、地域、保護者、児童・生徒に説明と意見交換が必要であると考えます。

以上のことから請願します。よろしくお願ひします。

○教育長 請願者による請願第5号の意見陳述が終わりました。

この後、請願者に対する質疑を行いたいと思いますが、請願者の方に念のため申し上げます。請願者は教育長の許可をとって発言し、また委員に対しては質疑をすることはできないことになっておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、これより質疑を行います。

請願第5号の要旨や理由あるいはただいまの陳述に関して、委員の皆様から請願者へのご質問などございましたらお願いいたします。——よろしいでしょうか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時07分休憩

午前10時08分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、請願第5号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長からご説明を申し上げます。

○学校教育部長 「『まちだの新たな学校づくり推進計画』と『地域活用型学校』についての説明および議論を深める場を求める請願」の願意の実現性、妥当性について申し上げます。

教育委員会では、2040年度における町田市立小・中学校の児童・生徒数が、2020年度と比べて約30%減少すると見込んでおります。また、少子高齢化や学校施設の老朽化が進み、厳しい財政状況の中で、全ての学校施設を維持し、教育環境を充実させていくことは困難と考えております。

そのため、教育委員会では、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化といった環境変化に対応するため、学校統合を「未来の子どもたちにより良い環境をつくる機会」と前向きに捉え、町田市新たな学校づくり推進計画を策定し、新たな学校づくりの取り組みを進めております。

計画では、市立学校における教育環境、生活環境づくりや放課後活動の拠点づくりに加え、市民生活の拠点づくりも目指しております。この市民生活の拠点づくりといたしまして、これからの学校は、学校教育の場や身近な避難施設としてはもちろん、地域にお住まいの方々がふだん使いできる施設であるべきと考え、これまでも取り組みを進めてまいりましたが、こうした学校を地域の活動拠点にするということをよりわかりやすく伝えるために、改めて地域活用型学校と称したものでございます。

これまで取り組んできた新たな学校づくりとは、地域活用型学校を目指す取り組みであるということでございます。この地域活用型学校については、これまでも学校は体育館やグラウンドを地域に開放してきておりますが、今後は市の公共施設の1つとして、より広く市民が活用できる場といたします。

また、これまでの防災拠点に加え、多様な人々が学校に集い、スポーツ、生涯学習、地域活動等を通じて、交流しながら活動することや、さらには学習や創作活動など、子どもが放課後にできる活動をふやすといった地域の活動拠点としていくことを、教育委員会だけではなく、市長部局と連携して目指しております。

そのためにも、新たに整備する学校においては、校庭や体育館、特別教室に加え、新たに整備するコミュニティルームは、普通教室などの学校専用の区画と動線を区切り、セキュリティを確保することで、学校と地域の皆様がともに安心して利用できる設計とし、学校を地域活動の場、新たな地域の拠点としてより活用しやすい場所としてまいります。

このことにより、町田市新たな学校づくり推進計画で目指しております、子どもも大人

も「ともに学び、ともに育つ学び舎」として、子どもにも大人にも愛される学校にしていくことで、学校を学校教育や地域活動あるいはコミュニティの核となる場としていきたいと考えております。

本町田地区、南成瀬地区の新校舎において新たなコンテンツを提供することについては、学校を地域活動の拠点とすることを目指している町田市新たな学校づくり推進計画の理念を踏まえながら具体的な検討を行ってまいりました。

請願の理由で示されたアンケートは、この検討のためのアンケートではなく、町田市教育プラン24-28の策定に当たり実施した町田の教育に関するアンケート調査の結果であると思われませんが、このアンケートの結果については、教育プラン策定の経過の中で活用しております。

請願にあります新たなコンテンツの検討に当たっては、2022年8月から9月にかけて学校施設の利用需要調査アンケートを実施しており、本町田地区と第1期の児童に対してはもちろんのこと、保護者や学校開放の利用団体等からも回答をいただいております。

このアンケートの結果では、学校施設を活用して受けたいサービスに関する質問に対して、児童の1位は「スポーツの習い事」、2位は「授業でわからなかったところや宿題を教えてくれる」と「朝御飯や夕御飯が食べられる」でした。また、保護者、地域の方、施設利用団体は、児童向けのサービスとして、スポーツの習い事、スポーツ以外の習い事の回答を多くいただきました。

このアンケート結果等を踏まえ、本町田地区、南成瀬地区の新校舎においては、希望する児童に対し、放課後に多様な体験活動が経験できる機会の提供を行うこととし、要求水準書においては、その例として、知育、学習支援事業、運動、体操、ダンス、体力づくり、児童の体験創出事業を挙げております。

なお、提供するコンテンツの内容を検討するに当たっては、地域住民と協働して検討、実施するコンテンツを設けることや、学校運営協議会等を通じて、協議、調整することなどを求めています。

以上のとおり、新たな学校づくりは、学校を地域活動の拠点とする取り組み、つまり、地域活用型学校を目指す取り組みでございます。このため、要求水準書に示しているとおり、今後新たな学校で提供するコンテンツを検討するに当たっては、対象校の学校運営協議会を初めとする学校、保護者、地域の方々に説明、協議しながら検討してまいります。

一方で、請願の要旨にあります学校を開放すること、活用することがどのようなことな

のかについては、2021年5月に策定した町田市新たな学校づくり推進計画において、市民生活の拠点づくりと示しているところがございます。この市民生活の拠点づくりについては、新たな学校づくり推進計画策定のプロセスの中で、審議会などで丁寧に議論し、決定したものでございます。

そのため、地域活用型学校の実現に向けた次のステップとして、既存の学校運営協議会などで説明や意見交換を重ねていくことは予定しておりますが、改めて学校を開放すること、活用するということがどのようなことなのか、その必要性や方向性について議論を深めるために新たな議論の場を設置することは考えておりません。

このことから、「『まちだの新たな学校づくり推進計画』と『地域活用型学校』についての説明および議論を深める場を求める請願」の願意には沿えないものと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 請願第5号に関する願意の実現性、妥当性についての説明は終わりました。

私、教育長としての意見も、ただいまの学校教育部長の説明のとおりでございまして、本請願につきましては不採択とすることが妥当であると考えております。

それでは、先ほどの請願者の方の意見陳述あるいは学校教育部長の説明等につきまして、教育委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思っております。何かございましたらお願いいたします。

○関根委員 この件に関しまして1つ質問させてください。

学校を地域活動の拠点とするということをわかりやすくお伝えするために、地域活用型学校という名称をつけたということですが、その考え方を含めまして、これからどのようにして市民の皆様にも周知していくのか教えてください。

○新たな学校づくり推進課長 新たな学校づくり推進計画では、学校を市民生活の拠点づくりとすることも目指しておりますが、学校を地域の活動拠点とすることについて、少し伝わりにくい部分があったかと考えております。地域活用型学校は、この考え方や具体的なイメージをわかりやすく伝えるために改めて名づけたものでございます。

今お尋ねの周知方法につきましては、新たな学校づくりの情報を定期的にお知らせしている「まちだの教育」ですとか、各地区の進捗状況をお知らせしている「まちだの新たな学校づくり通信」などで、考え方を含めて発信するなど、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**関根委員** ありがとうございます。大変よくわかりました。

新たな学校づくりに関しまして、今おっしゃった「まちだの教育」とか、「まちだの新たな学校づくり通信」に毎回とても詳しく掲載というか説明されておりますので、今後も引き続き丁寧な説明をお願いいたします。

○**井上委員** 請願の理由の中に、児童のコンテンツ利用は有償とありますが、金額というのは既に決まっているのでしょうか。また、コンテンツの内容は既に事業者から提案されているものをベースに決めていくのでしょうか、教えてください。

○**新たな学校づくり推進課長** 新たな学校では、希望する児童に対し、放課後に多様な体験活動が経験できる機会の提供を行ってまいります。参加料金につきましては、受益者負担の考え方から、実費相当額を徴収できるものとして、金額は今後、市と調整の上、コンテンツごとに決定をしてまいります。

お尋ねのコンテンツの内容についてでございますが、請願の中で出ておりますコンテンツなどは、あくまでも公募において事業者から提案があったものでございますので、このコンテンツを実施することが決まっているというものではございません。どのようなコンテンツを提供するかということにつきましては、2028年4月に向けまして、学校運営協議会を初めといたします学校、保護者、地域の方々に説明し、協議しながら、検討してまいります予定でございます。

以上でございます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

では、その他、ご意見がありましたらお願いいたします。

○**後藤委員** では、請願第5号に対して私から意見を述べます。

現在、町田市の学校は、コミュニティ・スクールになり、地域とともにある学校づくりを進めているところです。子どもたちの放課後や休日の学習や体験、ボランティア活動、社会体験活動、自然体験活動などの地域学校協働活動の充実に力を入れて取り組んでいる学校がほとんどです。また、長年続いている学校開放の場でも、スポーツや文化活動を子どもや地域の大人の方々が熱心に取り組んできているところです。このように、既に学校は地域で活用される、つまり、地域活用型学校としての取り組みを、こつこつと進めてきているわけです。

町田市教育プランの目標に「自ら学び、あなたと学び、ともに創る町田の未来」という文言があります。この実現に当たっては、子どもも大人も、全市民の方がよりよく学ぶ機

会の創出は必要なことであり、新たな学校づくりの役割の1つとして期待されているところでもあります。それは、町田市新たな学校づくり推進計画の中にある、「愛着ある地域拠点となる学校づくりの推進について」という項目の中で、しっかりと明記されている内容でもあります。

なお、それぞれの学校において具体的な活動内容を検討するに当たっては、地域や学校の特性を生かし、当然その学校の子どもの意見、地域や保護者などの当該学校関係者の方々の意見、そういうものを聞き、話し合っただ進めることは必要なことであります。

先ほど学校教育部長の答弁に、今後、学校運営協議会などを中心に、それらを説明、協議しながら進めるとありました。このことから、請願者の方の求めていることは既に計画的に予定されているわけですので、改めて願意に沿う必要はないと判断いたしました。

以上です。

○井上委員 このたびは貴重なご意見をありがとうございます。

先ほどの部長の説明にありましたとおり、新たな学校づくりとは地域活用型学校を目指す取り組みであると言える点で、ここに至るまでに丁寧な審議が行われていることは確かだと思います。よって、請願者の願意には沿えないものと考えます。

ただ、今回のように地域活用型学校という言葉がひとり歩きするという事は、市民の皆様にとってわかりにくい部分でもあると思いますので、今回のご意見を参考に、新たな学校でコンテンツを提供する際は、学校運営協議会などを通して、地域の方の声も含め、協議を進めていただきたいと思いますと考えております。

私からは以上です。

○関根委員 それでは、今回の請願趣旨につきまして私の意見を述べさせていただきます。

このたびは大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

まず、請願の理由で示されたアンケートにつきましては、このたび策定されました町田市教育プラン24-28にしっかり反映されております。また、新たなコンテンツの提供につきましては、先ほど学校教育部長からもありましたとおり、学校施設の利用需要調査アンケートによって、関係各所からも回答をいただいております。

提供するコンテンツを検討することにつきましては、その対象校の学校運営協議会を中心として話し合っただまいります。学校の全てのことについて検討し、一定の権限と責任を持つ合議体であり、さまざまな立場の地域の方々に構成される協議会ですので、その学校の当事者としてしっかり話し合える一番的確な組織だと考えます。さらに、学校や保護者、

地域の方々に説明をしたり、協議しながら検討することは私も必要であるかと思います。

地域活用型学校につきましては、学校を地域活動の拠点とする取り組みである新たな学校づくりの考え方そのものであり、新たに整備する学校におきましても、学校開放への安全性について十分配慮しながら、今まで議論を進めてまいりました。今後もたくさんの市民の皆さんが安心して使っていただけるように安全性を重視し、進めていただきたいと思っています。

以上のことから、今回の請願趣旨であります学校を開放すること、活用することがどのようなことなのかについて、その必要性や方向性を議論する場は改めて設けませんが、学校運営協議会にて深い議論を重ね、協議されたことについても、地域の皆様にもしっかarioお伝えするべきだと思っております。

私といたしましては、質問のお答えも含めまして、学校教育部長の説明や各委員のご意見のとおり、本願意そのものの実現性、妥当性につきまして、願意に沿えないものと考えます。

請願者の方におかれましては、今後とも町田の子どもたちのためにぜひともお力添えをいただければありがたいと存じます。

私からは以上です。

○森山委員 今回は請願をいただきましてありがとうございます。

本請願におきましては、まちだの新たな学校づくり推進計画について、地域活用型学校ということが出てきました。そのことにかかわっての学校開放、そして活用するということは具体的にどういうことなのか。それを特に第1期対象校地域に説明と議論を深めることだと理解をいたしました。このことは、この事業を進めるに当たって非常に重要な観点であると私も認識をしております。

そこで、先ほどの学校教育部長の答弁の中で、1点は、2020年のアンケートについての説明、そして、新たなコンテンツの提供についての説明、加えて、地域活用型学校について、この3点について、今回も重ねて明確に示されたものであるということを確認いたしました。そういうことから、私は、今回の請願につきましては、願意に沿えないものと判断をいたします。

しかしながら、今回、請願の中で議論を深めるということを非常に強調していただきました。これは少なくとも、この事業を進めるに当たって、あらゆる状況の中でいい方向に行くように、今後もしっかりと検討する必要があると思います。その点は、今回の請願に

ついでの内容を踏まえた上で、詳細については今後もしっかりと検討を進めていくことは、十分配慮すべきことだと思っております。

以上です。

○教育長 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、請願第5号を採決いたします。

ただいま教育委員の皆様からいただきましたご意見は、いずれも本請願の願意については沿えない旨のご意見と受けとめております。本請願については不採択が適当であるというところでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、請願第5号につきましては不採択と決しました。

なお、今、教育委員の皆様からさまざまなご意見をいただいたところですが、教育プラン24-28の教育目標における生涯教育の考え方、あり方、それから全学校で実施をしているコミュニティ・スクールにおける学校運営協議会のあり方、地域学校協働活動のあり方等を踏まえて、学校の活用方法等については各学校とも学校運営協議会に諮り、十分な意見をいただき、了解を得るようにしてもらいたいという形での意見を付記したいと思えます。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、請願第5号につきましては、意見を付記します。

以上で請願第5号の審議を終了いたします。

次に、請願第6号「子ども達や保護者を振り回している統廃合計画を白紙撤回し国の適正規模に基づいて、子ども達も安全に安心して近くの学校に通学し、子ども達に目の行き届いた各学校の建替え・設置を求めます(請願)」を審議いたします。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほど申し上げましたように、10分の範囲で口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。また、その後、委員の皆様から質問がありましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 今日は陳述の機会を与えてくださり、ありがとうございます。南成瀬に住んでいる佐藤と申します。

「子ども達や保護者を振り回している統廃合計画を白紙撤回し国の適正規模に基づいて、子ども達も安全に安心して近くの学校に通学し、子ども達に目の行き届いた各学校の建替え・設置を求めます」という請願です。

子どもたちは、安全に近くの学校に通うのが一番です。南成瀬小学校と南第二小学校の統廃合計画が進められていますが、現在、1学年2学級での目の行き届いた指導・支援や通学の安全性などで比較すると、子どもたちにとっては、統廃合計画はほとんどメリットがありません。

統廃合しないで現在の学校が存続すると、2028年度の場合、1クラス25人で、子どもたちの声もよく聞けて、目の行き届いた教育ができます。

統廃合の場合、1クラス33人で、子どもが相談しようかなと思っても、「先生、何か忙しそう」、「ちょっとそんな雰囲気ではない」とか、声をかけそびれて、遠慮してしまいます。まして、いじめ等の場合は、子どもが自分から「いじめられている」と話すことはほとんどありません。先生がふだんから子どもの様子がよく見えていて、「あれっ、今日はいつもと違うな」と気づくような体制でないと難しいです。

学校教育法第41条では、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない」とありますが、このただし書きを2023年10月に文部科学省に尋ねると、文部科学省は、「地域によっては1学年1クラスしかできない地域もあるので、そういう想定で限定して考えている」と、文部科学省の示す適正規模はそれなりに重みを持っていると答えていました。

ところが、町田市教育委員会は、文部科学省にそのただし書きについて直接確認することもなく、アンケート結果と学校教育法第41条のただし書きを都合よく解釈して、小学校の適正規模を1学年3～4学級とし、統廃合を進めるために、適正規模から1学年2学級を外しています。

国立教育政策研究所の353自治体の「小中学校の適正規模」の調査に、最近把握している小平市、清瀬市を含めた355自治体では、小学校の適正規模を1学年3～4学級としているのは、町田市、小平市、清瀬市、相模原市、狭山市、札幌市、鹿児島県の曽於市の7自治体で、極めてまれで全体の1.97%です。

国の適正規模である1学年2学級を適正規模から外している自治体は、適正規模を1学年3学級とする日野市、和光市、石狩市を加えて、355自治体のうち10自治体で、全体の2.8%にすぎません。

統廃合に際して、国からの補助金も大変少ないので、統廃合を急ぐメリットはありません。本町田地区・南成瀬地区統合新設小学校整備等PFI事業の施設整備費は213億9,811万円ですが、それに対して国からの補助金は19億8,000万円で、10分の1にも満たないのです。財政的にも大変ずさんな計画であることがどんどん明らかになってきています。

このような状況を踏まえると、統廃合計画は白紙撤回し、子どもたちや保護者、地域の声をしっかりと生かして、各学校ごとに建てかえ・設置を練るのが大切です。

2ページをご覧ください。

小学校の適正規模について表にまとめてありますが、東京都においては1学年3～4学級を適正規模としているのは、町田市、小平市、清瀬市の3市だけで、異例となっています。国と同じ適正規模を1学年2～3学級としているのは、23区を中心に、八王子市も含めて一番多いです。1学年2～4学級としているのは、府中市、青梅市、武蔵村山市などで、1学年2学級以上としているのは多摩市などです。地方では、児童・生徒数が少ないこともあり、適正規模を1学年1学級以上としているところ、それから1学年1～3学級としているところがあります。

通学の安全の確保についてです。

現在、南成瀬小学校と南第二小学校は、恩田川を間にして、通学としてはまとまっていますから、安全性は保たれています。統合すれば、それだけ学校も遠くなり、通学時間もかかり、交差点もふえれば、見守り隊でその分までカバーするのも難しくなり、子どもたちの通学は確実に危なくなります。

前に、恩田川にかかる二反田橋を渡るのは危ないと述べ、教育委員会のほうから、通学路から外していると説明がありました。通学路について自分の子どもに「どうだった？」と尋ねてみると、「子どもの事情もあって、早く学校に行かないといけない日は、通学路

ではなく、近道を行ってたよ」と話していました。

二反田橋は、毎日、成瀬高校の生徒が渡っていますから、小学校の子どもたちも、急いでいるときなど、「高校生も毎日渡っているし」、「大丈夫なんじゃないの」と渡ると思います。通学区域全体が安全であることが基本です。統廃合計画では、いまだに通学の安全性はクリアされておられません。

小学校の設置基準について。

9月市議会に「本町田地区・南成瀬地区小学校の統廃合計画の『要求水準書』において心身の発達を大切にして校舎面積と同様に『運動場の面積』も『小学生設置基準』を充たす努力を求める請願」を提出しました。内容的には、全会一致でもよく、賛成16、反対18で不採択でしたが、学校を設置する際は、文部科学省の設置基準を大切にする視点が広がりました。

文部科学省は、設置基準の運動場について、文部科学省の手引きの中で、「学校の屋外における体育・スポーツの利用に供している部分及びその周辺部分」と規定しています。町田市立の小学校は現在42校ありますが、郊外ということもあり、運動場は広く、37校が設置基準を満たしています。

9月11日、市議会文教社会常任委員会の請願の審議の中で、学校教育部長は、運動場が狭い小山ヶ丘小学校を取り上げて、運動場は5,406平方メートルだが、それから飼育小屋や倉庫等を除いたグラウンドは4,900平方メートルと説明しました。

念のため、文部科学省に確認したら、文部科学省は、「飼育小屋で運動するわけないでしょう。運動場面積に飼育小屋はカウントしませんよ」と笑っていました。体育用具の入っている倉庫もカウントしないと言っていたので、学校教育部長の説明は間違っていました。学校教育部長は、運動場の面積の算定で、文部科学省の手引書の基本的な事柄を理解していない状態でした。

各都道府県の教育委員会から説明を受けたり、調査も行っていますが、町田市の教育委員会事務局は、全国的に見てかなり水準が低いように思われます。このように基本的な事柄の理解が不十分なまま、統廃合だけは進めているので、一番大切にしないといけない子どもたちや保護者を振り回しています。このままでは、全国に先駆けて、子どもたちを大事にせず、教育を壊してしまいます。

現在、八王子市や多摩市、立川市等に資料をいただきに行って、教育委員会の職員にも様子を聞いて話をしています。八王子市は小学校が69校あり、適正規模は1学年2～3

学級ですが、1学年1学級の小学校が9校もあり、全児童35人の小学校が2校、全児童28人の小学校も1校あり、地域の学校を大事にしていると感じました。

多摩市は市立小学校が17校ありますが、運動場は町田市より広く、全校で設置基準を満たしています。八王子市は、確実な資料では、市立小学校69校のうち62校で運動場の設置基準を満たしており、かなり広いところもあります。

近隣の自治体では統廃合せずにゆったりと教育を進めているのに、町田の統廃合の動きは異様な気がします。今回の請願に対して、子どもたちの教育と一緒に支える視点から審議を深めていただきたいと思います。

以上です。

○教育長 請願者による請願第6号の意見陳述は終わりました。

質疑に先立ちまして、念のため申し上げます。請願者は教育長の許可を得て発言し、また委員に対する質疑は認めておりませんので、ご了解願います。

それでは、これより質疑を行います。

請願第6号の要旨、理由及びただいまの陳述に関して、各委員から請願者への質疑はございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、請願第6号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長から説明をお願いしたいと思います。

○学校教育部長 「子ども達や保護者を振り回している統廃合計画を白紙撤回し国の適正規模に基づいて、子ども達も安全に安心して近くの学校に通学し、子ども達に目の行き届いた各学校の建替え・設置を求めます（請願）」の願意の実現性、妥当性について申し上げます。

教育委員会では、2040年度における町田市立小・中学校の児童・生徒数が、2020年度と比べて約30%減少すると見込んでおります。また、少子高齢化や学校施設の老朽化が進み、厳しい財政状況の中で、全ての学校施設を維持し、教育環境を充実させていくこと

は困難と考えております。

そのため、教育委員会では、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化といった環境変化に対応するため、学校統合を「未来の子どもたちにより良い環境をつくる機会」と前向きに捉え、町田市新たな学校づくり推進計画を策定し、新たな学校づくりの取り組みを進めております。

2024年9月の教育委員会定例会、請願第3号の審議において答弁させていただきましたとおり、通学路については南成瀬小、南第二小の学校運営の協力者、保護者、教職員の代表者、新たな通学区域内の地域の代表者で構成する南成瀬地区新たな学校づくり基本計画検討会や成瀬小学校新たな学校づくり基本計画推進協議会の中で検討してまいりました。

この中では、実際の通学経路を想定しながら議論し、合同安全点検やシミュレーションを行いながら、具体的な検討を行った上で、通学路案を決定し、必要な安全対策を講じております。学校の現場においては、児童に対し、このような検討や対策を講じている通学路を通るよう指導しております。

通学路の安全対策につきましては、これまでの検討をもとに、例えば南成瀬地区においては、扇橋上の白線の引き直しを行ったり、南成瀬4丁目にあるクリエイト付近の通学路には、路側帯を緑色に舗装し、視認性を高める対策を行っております。また、会下山橋先の交差点、成瀬駅東の交差点においては、横断待ちをしている児童の巻き込み防止のためのポストコーンやガードパイプの設置を行っております。引き続き通学路の安全性を向上していけるよう、隔年で実施している通学路合同安全点検等を通じて課題を把握し、道路管理者や警察とも連携しながら取り組みを進めてまいります。

また、現在、南第二小学校に通っている児童は、2025年4月からは南成瀬小学校の位置にできる仮校舎へ通学することになります。そこで、南第二小学校では次のような取り組みを行います。

まず、今年11月から来年2025年1月にかけて、新しい通学路案をもとに、各ご家庭にご協力をいただきながら、親子で実際に自宅から南成瀬小までドア・ツー・ドアで歩く実地シミュレーションを実施していただきます。その中でいただいたご意見などを踏まえ、2025年4月に新しい通学路を決定いたします。

また、現在PTAや子ども会、安全運転呼びかけ隊の方々などが行っている登下校時の見守り活動について、その担い手の裾野を広げていくため、見守り隊募集のチラシを作成して周知を行っております。

小学校の適正規模について、新たな学校づくり推進計画では、適正規模・適正配置の基本的な考え方として、1学年当たりの望ましい学級数を、小学校については3～4学級と定めております。また、1学級当たりの児童数は、国の法改正や東京都教育委員会が定める学級編制基準を受けて、小学校では、学年進行で、2025年度までに全学年35人学級化を進めております。この取り組みは文部科学省において教育現場からの強い要望を受けて実施したのになります。

なお、1学級当たりの児童数については、学年の児童数によって異なり、35人学級においては18人から35人まで流動的に変動するものです。

南成瀬地区における通常の学級の児童数と学級数について、2024年5月1日時点と新たな学校づくり推進計画策定時に推計した2040年度を比較すると、南第二小学校では314人の12学級から223人の12学級に、南成瀬小学校は320人の12学級から214人の11学級となり、両校それぞれ100人程度児童数が減少する見込みです。

2025年に学校統合した場合の通常の学級数は23学級、新校舎が完成する2028年度では20学級と、町田市が定める1学年当たりの望ましい学級数の範囲内になると見込んでおります。教育委員会ではこうした望ましい学級数の実現を目指していることから、南成瀬地区の新たな学校づくりを進めてきたところでございます。

運動場の面積についてでございますが、小学校設置基準で定める面積を確認しております。まずは、文部科学省令の小学校設置基準と運動場の関係性についてご説明いたします。同設置基準には、運動場の面積の定めがございますが、運動場の定義がございません。運動場の定義については、文部科学省が行う公立学校の実態調査における公立学校施設台帳作成提要に定めがあり、設置者の所有に係る土地のうち、当該学校の屋外における体育・スポーツの利用に供されている部分及びその周辺部分を言う。屋外プールはここに含まれるとされています。

次に、体育倉庫を運動場面積としてカウントすることについてご説明いたします。体育倉庫や遊具等につきましては、町田市では、公立学校施設台帳作成提要の運動場の定義の体育・スポーツの利用に供している部分及びその周辺部分に該当すると解釈し、運動場面積としてカウントしています。

次に、屋外プールのトイレ、更衣室を運動場面積としてカウントすることについてご説明いたします。屋外プールにつきましては、文部科学省の定める小学校施設整備指針に定義があり、「附属施設は、利用状況等に応じた適切な面積を確保し」などとされています。

そのため、町田市では、トイレ、更衣室は附属施設に該当すると解釈し、屋外プールとともに運動場面積としてカウントしております。

なお、公立学校施設台帳作成提要には、屋外プールのトイレ、更衣室が、面積控除に該当する旨の記載がございますが、こちらは学校建てかえに係る補助金の算定時に使用する面積についての規定であり、小学校設置基準における運動場面積等を定義しているものではありません。

次に、町田市新たな学校づくり推進計画に基づき進めております本町田地区・南成瀬地区小学校整備等PFI事業の要求水準書で求めているグラウンドについてご説明いたします。

グラウンドの面積にプールを含んでいないこともあり、小学校設置基準にある運動場とは対象として範囲が異なっております。この要求水準書で定義するグラウンドでは、1周150メートル以上のトラック及び50メートル以上の直送路を確保できる5,000平方メートル以上の面積を求めており、市が目指す教育活動に必要な面積は確保しております。

運動場の面積について、小学校設置基準で定める面積を確認しているものの、ただし書きの取り扱いに記載のあるとおり、地域の実態に応じて、教育上支障がないことを最優先に、必要なグラウンドの面積を考えております。このことは文部科学省からも、各教育委員会の判断によるものとの回答を得ております。

町田市新たな学校づくり推進計画は、全ての町田市立学校を対象に、少子化や学校施設の老朽化に対応しながら、将来を見据えたよりよい教育環境を整備するとともに、地域と学校の新たなつながりを生み出す取り組みであると考えております。引き続き各地区での新たな学校づくり基本計画推進協議会で、保護者、地域の方、学校関係者の方々からさまざまな意見を聞いて、よりよい教育環境をつくっていきたいと考えております。

そのため、「子ども達や保護者を振り回している統廃合計画を白紙撤回し国の適正規模に基づいて、子ども達も安全に安心して近くの学校に通学し、子ども達に目の行き届いた各学校の建替え・設置を求めます（請願）」の願意には沿えないものと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 請願第6号に関する願意の実現性、妥当性についての説明は終わりました。

私、教育長としての意見も、ただいまの学校教育部長の説明のとおりでございまして、本請願につきましては不採択とすることが妥当であると考えております。

それでは、先ほどの意見陳述あるいは学校教育部長の説明等につきまして、教育委員の

皆様からご質問、ご意見などをいただきたいと思います。何かございましたらお願いいたします。

○井上委員 1学級当たりの児童数については、学年の児童数によって異なり、35人学級においては18人から35人まで流動的に変動するものとありますが、具体的にどのような方法で決まるのか、もう少し詳しく説明していただけますか。

○学務課長 この35人学級というのは、1学級の児童数の上限を35人以下とするものでございます。それを踏まえて、具体的な例示を申し上げますと、例えば1学年70人の場合は、1学級35人で2クラス、これが71人になれば、1学級当たり23人または24人で3クラスといったこととなります。

○井上委員 もう1点いいですか。実際の現場では、35人では目が行き届いた教育は難しいということはあるのでしょうか。

○指導室長（兼）指導課長 各学校では、学級の児童を担任1人ではなく、学年、学校全体で見守り、対応することが前提となっておりますので、1クラス当たりの人数による難しさを感じることはありません。

具体的に学習指導面におきましては、授業を進める中で、担任が机間指導等を行いながら、一人ひとりの学習状況を把握し、個に応じた指導を行う機会を設定しております。また、必要に応じて、休み時間や放課後に学年全体で補習を行うこともあります。生活指導面におきましても、学年で情報を共有し、各学級で指導したり、学年全体で指導したりするなど、担任単独ではなく組織的な対応を行っております。なお、学校生活において、多様な活動に取り組んだり、多様な考えに触れたりしながら、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるためには、35人程度が望ましいと考えております。

その他の特別な配慮が必要とする児童の対応につきましては、担任とは別に人員が必要となることはありますが、1クラス当たりの人数とは異なる対応であると考えております。

○教育長 質問はよろしいでしょうか。

それでは、その他、意見等ございましたら、よろしくご意見を伺います。

○井上委員 このたびは貴重なご意見ありがとうございます。

学校教育部長や学務課や指導課からも今説明がありましたように、私もこの新たな学校づくりは、町田の未来を見据えた上で必要な取り組みであると考えます。よって、請願者の願意には沿えないものと判断いたします。

子どもたちが安全・安心に学校に通えることに最大限に配慮し、目の行き届いた教育を

行うことができるよう、教育委員会一同、気を引き締め、私も小学生の子どもを持つ保護者委員として邁進してまいります。

引き続き町田の子どもたちを温かく見守っていただけますようお願いいたします。

私からは以上です。

○関根委員 このたびは大変貴重なご意見をありがとうございました。

それでは、私の意見を述べさせていただきます。

先ほどの学校教育部長からの説明のとおり、新たな学校づくりにつきましては、今後の児童数と学級数が減少していく現実を踏まえて、一番望ましいと思う形の実現を目指しながら、「未来の子どもたちにより良い環境をつくる機会」と前向きに考えて、今後も進めていくべきだと思います。

通学路の安全確保につきましては、引き続き南成瀬地区新たな学校づくり基本計画検討会や成瀬小学校新たな学校づくり基本計画推進協議会の組織でしっかりと検討して、合同安全点検やシミュレーションをした上で、子どもたちに安全で正しい通学路を通るよう指導していただきたいと考えます。

小学校の適正規模につきましては、1学年当たりの望ましい学級数、そして1学級当たりの児童数についても適正であると考えます。

先ほどの質疑応答でもありましたように、全ての学校の学級数や児童数が上限の人数であるわけではありません。今現在も各学校で、クラス全員の児童を、担任1人だけではなく、学年全体の教員や支援員、補助員、そして時には学校全体でフォローしながら見守っています。実際に教科によっては、学級で行う授業も、学年全体で行うことも増えている状況です。ですから、一人ひとりの児童を、複数の大人の目で、さまざまな角度からしっかりと見ることができております。

小学校の設置基準につきましては、学校教育部長の説明のとおりでございます。

以上のことから、私の意見といたしましては、願意に沿えないものと考えます。

請願者の方におかれましては、今後とも町田の子どもたちのために、ぜひともお力添えをいただければありがたく存じます。

私からは以上です。

○後藤委員 請願第6号に対して、適正規模の視点から私の意見を述べます。

私は、現在学校が抱えている不登校、いじめ、あるいは教員のメンタルヘルスなどの教育課題の解決には、学級規模、クラス数及び指導体制がかかわっているのではないかと考

えています。

私の教員の経験では、1学級や2学級の25人程度の担任のときには、子どもたちは、その体制が6年間にわたって続き、人間関係や互いの見方が固定化されてしまう。自分の立ち位置が変えられなくなってしまうということがあります、中には変えたくても変えられないという子どもが出てくることもありました。

また、教員にとっては、学級や学年の経営を1人、多くて2人で行わなければならない。教職経験の少ない教員にとっては非常に困難で苦勞しているという姿が多々見られたものです。

一方、3～4学級の規模の学年を経験したときには、子どもたちが6年間を通して、クラスがえのたびに、多様な人間関係づくりの機会が生まれ、新たに仕切り直したり、友達をつくり直したりすることができやすいという傾向もありました。

また、教員にとっては、経験差を生かして、チームで組織的に学級や学年の経営ができ、担任1人だけに過度な負担がかからず、互いに支え合って仕事を進めることができている。例えばいじめは1人の担任では気づかずに、解決の時期を逸し、解決困難に陥ることがよくあります。多くの教員の目を見て未然防止したり、時に固定化された関係を解消して新たな環境をつくり、そこで安心して学校生活を送れたりするなど、いじめに対応できる学校環境づくりというのは大変重要だと考えています。

神戸市立小学校で始まった学年チーム担任制という、1人担任制ではなく学年教員、例えば3～4人で全員が1人の子どもの担任として学級経営、学年経営に当たる仕組みが、今、全国各地の小学校でだんだんと取り入れられてきていると聞きます。現在、子どもや教員を取り巻く教育課題を解決し、安定した教育を日々どう構築していくかということが私たちには求められていると考えています。

また、請願書に書かれている教育委員会会議における子どもへのご意見ですが、区教育委員会や他市の教育委員会、東京都教育委員会に事務局職員として十数年私も勤務しました。それぞれの教育委員会会議に参加をしていた経験から、町田市教育委員会事務局職員の皆さんや教育委員会のメンバーはその職責をしっかりと自覚し、役目を果たしていると考えています。

しかしながら、教育課題がこのように山積する中においては、このままでよいということではなく、市民の皆様信頼いただけるよう、一層、常日ごろから努めてまいることが大切だというふうにも考えています。

以上のことから、本請願の願意には沿えないと判断いたしました。

○森山委員 本日は意見陳述を伺うことができまして、ありがとうございました。

この請願につきましては、ポイントとして、通学の安全性の確保について、そして小学校のいわゆる適正規模の観点、加えて小学校の設置基準、これは文部科学省令をもとにということが、今回の請願の3つの柱だったと理解しております。

特に適正規模、それから設置基準等につきましては、学校教育法第41条並びに小学校設置基準、これは平成14年3月29日の文部科学省令第14号に基づいていると理解しております。加えて、学校教育法施行令の改正令であります、学校教育法施行規則のところまで綿密に当たって、そこでの適正規模、それから設置基準についての今回の意見陳述が構成されていると判断いたしました。

非常に丁寧にお示しをいただいたところですが、この3点につきましては、これまでの事業の推進に当たって、この法令に基づいて、当然ながら「ただし」という言葉が出てきますけれども、原則あるいはその状況に応じて判断していく。これは法令の解釈の問題になると思いますけれども、そういう中で法的にも適正に進められているものと判断いたします。

しかしながら、詳細をいろいろと検討しますと、その状況、状況に応じて、細部にわたると、少しずつ地域性とか、その学校の置かれている状況とか、地域の住民の方とか、そういういろいろな案件がそこにはかかわってくるわけです。当然ながらそのことも含めた上で、流れとしては進めているわけでございます。

ただ、その一部分をこういう形でお示しをいただくと、それは少しそごが生じることはあるかもしれません。しかしながら、この事業を進めるに当たっては、最大限のそういう考え方も十分に酌み取りながら進めていることについても、私も今、教育委員の命をいただきながら、事務局の対応もそういう方向で進められていることも非常に伝わってきているところでございます。

したがいまして、本請願における願意の実現性とか妥当性につきましては、今回の願意には沿えないと判断いたします。しかしながら、私は本日の意見については、こういう細心の注意も払って今後も進めていくことを、我々も含めてしっかりと対応していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○教育長 ほか、よろしいでしょうか。

各委員においても、本請願の願意については沿えない旨のご意見かと思しますので、皆様、不採択とすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、今回の請願につきましては不採択と決しました。

以上で請願第6号の審議を終了いたします。

休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時06分再開

○教育長 再開いたします。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、まず、私からご報告をさせていただきます。

お手元の「主な活動状況」をご覧くださいと思います。

私からは10月15日に開催された定例校長会でお伝えした内容について報告いたします。

まず、9月30日に文部科学省から都道府県指定都市へ発出された『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)(令和6年8月27日中央審議協議会)を踏まえた取組の徹底等についての通知内容の一部になりますが、これを紹介しました。

その内容としては、一部になりますけれども、教員の在校時間の客観的な把握の徹底を行うこと、教育委員会及び学校は、学校における働き方改革について、学校運営協議会等の場で積極的に議題として取り扱うように取り組むこと、また、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的取り組みを一層推進するとともに、学校運営協議会の協議を踏まえた地域学校協働活動の充実を図ること、メンタルヘルスに関連し、医師等によるストレスチェックの実施や、その結果を踏まえた面接指導等の体制を整えること、その他、給特法を含めた教員の処遇改善などについてお話をしました。

内容としては、質の高い教師の確保は喫緊の課題であり、学校現場では、働き方改革を推進することが大切だということが改めて示されました。

働き方改革にはさまざまな取り組みがありますが、私は、働き方改革の目指すところは、

学校が子どもたちのための業務に専念できる環境や、教員が子どもたちとかかわる時間をふやし、教育の質を向上させること、そして、教員が教職という仕事に誇りややりがいを感じるのは、子どもたちの成長を日々感じることができ、子どもたちと十分に向き合える時間が確保されている状況ではないかとお伝えしました。

そして、そのためにも、学校実態に応じて、学校がどう判断し、どのような取り組みをするのかをよく考えて学校経営を行っていただきたいと話をしました。学校経営を進めるに当たっては、繰り返しになりますが、学校運営協議会と十分協議をしながら進めていただきたいとお願いしたところです。

その他の主な活動は、お配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

続いて、委員の皆様からご報告をお願いいたします。

○後藤委員 10月22日にあった中学校連合体育大会ですが、秋晴れのよいコンディションのもとで行われました。躍動感のある走りや熱心に応援する姿を参観することができました。今年度は、小学校連合運動会は地域ごとでの分散開催になりましたが、できればやはり一堂に会してスタジアムで実施できるようになればなど期待したものであります。

10月30日ですが、新たな学校である成瀬小学校の開校前児童交流会を視察しました。南第二小学校と南成瀬小学校の全校児童が、玉入れ、成瀬ふるさと音頭などを行い、互いの校歌と校章を紹介し合って交流を深めました。

最後に、完成した成瀬小学校の校歌や校章のお披露目もされ、その様子を見ていますと、両校の校長先生を初めとする教職員のご指導のもと、子どもたちが中心となって交流するその姿は、未来志向の心情が酌み取れる感動的な姿でもありました。保護者や地域の皆様にもご覧いただき、このように前に進んでいく子どもたちと成瀬小学校を安心して応援していただけるのではないかというふうに確信した交流会となっていました。

私からは以上です。

○井上委員 「天まで届け、1、2、3!」、下校中の1年生の子どもたちの声が、大人までつついクジラ雲を探させる10月、たくさんの活動がありましたので、その中で私からは3点お話しいたします。

まず1点目、東京都市町村教育委員会連合会の研修会についてです。「全力!脱力タイムズ」などにご出演の犯罪心理学者、出口保行先生をお招きし、「言葉の力~かける言葉で子どもは変わる~攻める防犯という考え方」というタイトルでご講演いただきました。

メディア接触の長い人は、どうしても誤った思い込みから、犯罪の認識ができず、危険度の認知が下がってしまうそうです。例えば私たちは、夕方の公園は危険がいっぱいだと思いませんか。実は3時台、つまり、小学校低学年の下校中に、性犯罪に巻き込まれる危険性が一番高いのだそうです。先生や保護者の認識はもとより、自分たちが狙われていると本人たちが知っているかどうかことが重要であるとお話しされていました。

また、犯罪者の心理として最も嫌うのは挨拶運動だそうです。犯行に及ぼうとしたところ、挨拶をされたので急遽やめたという人が非常に多いそうで、登下校中の見守りをしてくださっている保護者、地域の方にもっと感謝をしなければならないなと感じました。

そして、犯罪者は、子どもの防犯ブザーが壊れているかどうかを瞬時に見分けることができるそうで、助けを求めることができない子を狙う傾向にあると聞いて、我が家も早速防犯ブザーを新調いたしました。このような知識を、学校を通して保護者に広く伝え、地域ぐるみで子どもたちを守っていけたらいいなと思います。

次に、10月28日に行われた総合教育会議についてです。私からは、町田市教育プラン24-28の基本方針Ⅰの11「学校給食を活用した食育の推進」について、中学校給食が始まった堺中学校の視察の報告や、子どもたちの声の紹介、また食育について意見を述べさせていただきました。

市長からは、町田市は、中学校給食については後発の自治体なので、先人に学び、ほかにない魅力を見せて行ってほしい。また、中学校給食センターや学校を地域の求心的な施設として使っていただき、コミュニティのベースとして行ってほしいといったお話をいただきました。

3点目、10月30日に行われた成瀬小学校開校前児童交流会についてです。南第二小と南成瀬小の全校児童が一堂に会して、両校混合で玉入れを行い、成瀬ふるさと音頭を踊り、お互いの校歌・校章の紹介をし合いました。両校とてもすてきな校歌と校章で、これまでの歴史に思いをはせ、胸がじーんとしました。

また、成瀬小の校歌・校章の完成報告を、制作に携わっていた方々から伺いました。全校児童が新たな校歌を歌う姿は、これから始まる学校生活への希望に満ちあふれ、高揚感で輝いていました。そのきれいな歌声は、初めて全員で歌ったとは思えないくらい一体感があり、本当に圧巻でした。

子どもたちの純粋な「新しい学校楽しみ!」「今日はすごく楽しかった。また会いたい!」という声に、新たな学校づくりに携わる方々全員が力をもらったことと思います。

引き続き町田の未来に向けて、子どもたちを中心とした新たな学校づくりを進めていきたいと思えます。

私からは以上です。

○**関根委員** 主な月間活動報告につきましては資料のとおりでございますが、今月はたくさんの方が活動がございました。その中から幾つか抜粋してご報告をさせていただきます。

10月7日に市教委訪問で木曾境川小学校にお伺いいたしました。児童は外部から来た人にも積極的に挨拶をし、中休みの時間には一気に校庭へ飛び出していく様子も見られ、明るく元気な子どもたちの声が飛び交うとても活気のある印象でした。

若手の先生方が多いこの学校では、児童の学力向上のために、教員の力量の向上、人材育成に力を入れています。若手とベテランの語る会では、組織的に課題解決や改善を図ることができ、とてもよい効果を生んでいるとのことでした。1年生から6年生まで全学年でICT学習を意識しており、各学年それぞれの使い方の工夫も見られました。

10月25日には2024年度町田市学校支援ボランティア感謝状贈呈式に出席させていただきました。町田市の小・中学校では、日ごろより学習支援ボランティア、セーフティボランティア、部活動ボランティアなど、たくさんの方々にさまざまな形で学校支援にご協力いただいております。

この日は市民フォーラムにて、各方面で日々お世話になっている地域の方々に感謝の意をお伝えいたしました。地域の方々が子どもたちの学びにかかわってくださることで得られる豊かな経験は、児童・生徒の成長に大きく深く影響していきます。

これからも学校とともに、この地域でどんな子どもを育てたいのかなどの目標やビジョンをしっかりと共有して、地域ぐるみで子どもたちの成長を見守り、支えていただければと思います。そして、子どもたちが自分らしく生きていく力を育んでいくために、引き続き皆様のお力をお貸しいただけるようお願いしてまいりました。

10月30日には来年度に新しく統合される成瀬小学校開校前児童交流会にお伺いいたしました。2023年度から進めてきた児童の事前交流会の集大成として、総合体育館に南成瀬小学校と南第二小学校の全校生徒と学校関係者、そして地域の方々が集まりました。両校の混合赤白チームに分かれ、玉入れをしたり、成瀬の地域に伝わる成瀬ふるさと音頭を全児童で踊ったりしました。

そして、両校の児童らによって2校の今現在の校歌・校章を紹介し合った後、これからみんなの学校となる成瀬小学校の新しい校歌・校章の発表がありました。数ある候補の中

から選ばれた校章の発表の際には、会場に歓声が起こり、最後には、この日のために練習してきた新しい校歌を全員で力強く歌う様子を見て、胸が熱くなりました。

校歌・校章の作成においては、たくさんの方々の力を借りながら、両校の児童みずから積極的に意見交換をしながら進めてきましたが、今やっと形になり、子どもたちは来年度の統合をととても楽しみにしているようです。

休憩時間にロビーに出ていると、両校の女子同士3人が、「ねえ何年生?」、「あっ、同じだね」、「春になったら学校で会えるね」、「家どの辺?」、「同じクラスになるかも」、「また遊ぼうね」などと話しているシーンを見ました。来年度の春の新しい環境に向け、子どもたちがワクワク、ドキドキしている様子が見受けられました。みんなの思いが1つになって、すばらしい学校が誕生することを私も楽しみにしております。

私からは以上です。

○森山委員 10月には非常にいろいろな形での機会をいただきました。特に7日の木曾境川小学校への市教委訪問、22日の町田市中学校連合体育大会への出席、25日の2024年度町田市学校支援ボランティア感謝状贈呈式、30日の成瀬小学校の校歌・校章完成報告会、それから31日、昨日ですが、堺中学校への市教委訪問と、多くの機会をいただきました。各教育委員の方々からそれぞれご報告もありましたので、重複のところは避けまして、私は、市教委訪問の木曾境川小学校と堺中学校に限定して、少し感想を述べたいと思います。

木曾境川小学校、堺中学校、両校ともに、とにかく児童・生徒が明るく元気で、挨拶がしっかりとできる学校で、大変うれしく思いました。学校に行きましたら、学校教育目標、目指す学校像、目指す児童・生徒像、目指す教師像、この4つが、両校とも校長先生のリーダーシップのもとに、学校の全教職員並びに児童・生徒にしっかりと共有されていることがすごくよくわかりました。学校経営においては、校長先生のリーダーシップが非常に重要にかかわっていることを痛感したところです。

特に実際に授業あるいは児童・生徒の状況を直接見せていただくことによって、基本方針に沿った重点的な取り組みが、多くの場面で実現していることを見てとることができました。堺中学校は研究指定校にもなっていると伺いたしましたが、両校ともに日々の教育活動がしっかりと充実した形で行われていると感じたところでございます。ぜひ今後も校長先生方のリーダーシップのもと、全教職員が一体となって、児童・生徒の指導に当たっていただきたいと思いますと感じたところでございます。

以上です。

○教育長 ほか、追加等はよろしいでしょうか。

それでは、私並びに委員の皆様の報告につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

また、そのほかに事務局も含めて報告はよろしいでしょうか。

以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第23号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明いたします。

○学校教育部長 議案第23号「町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、学校統合に伴う通学区域の変更時期の見直しに伴い、藤の台小学校他4校の通学区域に関する規定を改めるため、改正するものです。

1枚おめくりください。

「改正内容」でございますが、藤の台小学校、本町田ひなた小学校、つくし野小学校、成瀬小学校及び金井小学校の通学区域に関する規定を改めます。

「施行期日」でございますが、公布の日からといたします。

「補足説明」といたしましては、町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（令和6年4月町田市教育委員会規則第4号。以下「一部改正規則」という。）におきまして、藤の台小学校、本町田ひなた小学校、つくし野小学校、成瀬小学校及び金井小学校の通学区域に関する規定の改正を行いました。その後、当該小学校5校の通学区域のうち、藤の台2丁目、本町田及び南成瀬8丁目地区の変更時期を見直しいたしました。このため、この規則で一部改正規則について必要な改正を行います。

1枚おめくりください。

改正する条文でございます。

もう一枚おめくりいただき、改正前と改正後のものも掲載しております。

1枚おめくりください。

参考までに、教育委員会定例会第1回で諮りました今回の規則の一部改正前のものを掲載しております。

説明は以上でございます。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第 23 号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

休憩いたします。

午前 11 時 25 分休憩

午前 11 時 26 分再開

○教育長 再開いたします。

次に、日程第 3、協議事項に入ります。

協議事項 1 「町田市スポーツ推進審議会委員の選任について」を協議いたします。

本件は、お手元の資料のとおり、10 月 11 日付で町田市長から教育長宛てに審議会委員の選出について協議があったものでございます。

なお、本日は、市長部局の担当である文化スポーツ振興部の担当者が出席しておりますので、詳細はそちらから説明していただき、その上で、教育委員会から意見を述べるというところで協議を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

それでは、スポーツ振興課長、説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の高梨と申します。よろしく申し上げます。

このたび 2022 年 12 月から 2 年間委嘱されておりました町田市スポーツ推進審議会委員 11 人の任期が満了となります。本件は町田市スポーツ推進審議会条例の第 3 条「組織」に基づき、新たに 11 人の委員を選任するに当たり、教育委員会のご意見を求めるものでございます。

町田市スポーツ推進審議会条例第 3 条 1 項では、「審議会は、委員 11 人以内をもって組織する」とされています。また、第 3 条 2 項では、「委員は、次に掲げる者のうちから、町田市教育委員会の意見を聴いて、市長が委嘱する」とされ、「学識経験者 3 人以内」、「スポーツ団体の代表 3 人以内」などの選出の区分が列記されているところでございます。

具体的な委員につきましては、A4横の左上に「町田市スポーツ推進審議会委員名簿」と記載のある資料をご覧ください。

名簿に示しました委員については、市内の大学やスポーツ団体、中学校長会などから、推薦による各団体の代表で、市民委員については公募による選定を行っております。

説明は以上となります。ご協議のほどよろしく申し上げます。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより協議に入ります。ただいまの説明に関して何かご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

それでは、本協議内容について、特にご異議がなければ、教育委員会として同意するというので、その旨、文書で私から市長宛てに回答したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきたいと思っております。

以上で協議事項を終了いたします。

休憩いたします。

午前 11 時 28 分休憩

午前 11 時 29 分再開

○教育長 再開いたします。

次に、日程第4、報告事項に入ります。

まず、報告事項(1)について、担当者から報告させていただきます。

○生涯学習総務課長 報告事項(1)「国指定史跡高ヶ坂石器時代遺跡の整備完了について」、ご説明いたします。

2014年から開始しました遺跡の整備が2024年11月に完了いたします。

まず、「遺跡の概要」です。高ヶ坂石器時代遺跡は、牢場遺跡、稻荷山遺跡、八幡平遺跡の3地点から成る縄文時代の集落跡で、畑のごぼうが曲がって成長していることをきっかけに、1925年(大正14年)に日本で初めて発見された縄文時代の敷石住居跡であることから、市内唯一の国指定史跡に指定されております。

「整備の経過」でございます。まず、牢場遺跡は、本遺跡発見の発端となった遺跡で、覆屋内に実物の敷石住居跡が保存され、ご覧いただくことができます。こちらは2023年

度に整備を終えています。

次に、稲荷山遺跡です。牢場遺跡に隣接している遺跡で、配石遺構の調査後、埋め戻して、再現された遺跡をご覧ください。こちらは 2016 年度に整備を終えております。

2 ページ目をご覧ください。

八幡平遺跡は、芹ヶ谷公園近く、牢場・稲荷山遺跡からは北方約 800 メートルに位置しております。敷石住居跡が確認された地点で、こちらも調査後に埋め戻して、再現された住居跡をご覧ください。植栽などを終えまして、今月中に全ての整備が完了いたします。

「成果の公表」ですが、(1) パネル展として、「写真で見る高ヶ坂石器時代遺跡の整備」を 12 月 11 日から 16 日まで、芹ヶ谷ひだまり荘でご紹介いたします。

(2) まち歴講座としまして、12 月 14 日にパネル展示の解説と八幡平遺跡の現地案内を行います。

「今後の活用」でございますが、適切な維持管理に努めまして、今後も魅力を発信してまいります。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かご質問などございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(2)について、担当者からご報告いたします。

○図書館長 それでは、報告事項(2)『「推し本を伝えよう！ひとことPOPコンテスト2024」の開催について』、ご報告をいたします。

町田市立図書館では、小学4年生から18歳までの方を対象に、読書の楽しさを知り、親しみを持ってもらうことを目的に、「推し本を伝えよう！ひとことPOPコンテスト2024」を開催いたします。こちらのコンテストは今回で第6回目となります。

受賞作品は実際にしおりにいたしまして、市内各所で配布をいたします。

「応募期間」につきましては、2024年11月15日から来年1月19日までの約2カ月間でございます。

「周知方法」につきましては、資料にございますとおり、広報、図書館ホームページ、X(旧:Twitter)、子育てサイト、それから子どもセンター、各小学校、中学校、高校

へのチラシ配布やポスターの掲載を要望いたします。

また、協力書店や地域の読書活動を行っている団体へのポスター掲載も依頼をいたします。

「応募資格」です。町田市在住・在学または相互利用市在住の小学校4年生から18歳までの方でございます。相互利用市は図書館をお互い使い合っている団体さんでございます。東京都6市、神奈川県4市、隣接自治体全てと相互協定を結んでいるところでございます。

「応募先」は、各市立図書館または市民文学館に直接提出いただくか、中央図書館のほうに郵送いただく形になります。

「選考方法」でございます。第1次審査は、図書館職員による選考を行います。第2次審査は、第1次審査を通過した上位10作品について、図書館や市民文学館に来館された方、協力書店員及び協力書店に来店された方、それから読書活動を行っている方等による投票で、最優秀賞1名、優秀賞2名を選出いたします。

また、図書館協議会委員による投票で、図書館協議会賞1名、それから、図書館長により図書館長特別賞1名を選出いたします。

資料をおめくりください。

「表彰式」でございます。それぞれの賞を受賞した方々には、表彰式を行いまして、賞状と副賞のしおりを贈呈いたします。来年3月下旬ごろを予定してございます。

参考で若干資料をつけさせていただきましたが、これは昨年度のPOPコンテストで受賞した作品のしおりの見本でございます。

報告は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(3)について、担当者からご報告いたします。

○**市民文学館担当課長(町田市民文学館長)** 報告事項(3)「『チリとチリリ どいかや絵本の世界展』の実施報告について」、ご説明さしあげます。

文学館では、7月20日から9月23日まで、夏休み期間に親子で楽しめる展覧会として、絵本作家・どいかやさんの代表作「チリとチリリ」シリーズを中心に、絵本の世界を体感する原画展を開催しました。期間中の総観覧者数は、文学館の展覧会では過去最高の

1万7,134人で、会期57日間の1日平均は約301人となりました。

会場では、「チリとチリリ」シリーズにちなんだ撮影スポットや変身コーナーなどをつくり、絵本の世界に入り込みながら、原画やお話を楽しめる空間をつくり出したり、「チリとチリリ」のアニメやどいさんの絵本制作の様子がわかる映像を流したりして、原画を見るだけではわからない絵本の世界やその裏側を楽しんでいただきました。

また、会期中実施したクイズも好評で、正解を探すために積極的に展示を鑑賞していただくことができました。

オープニングイベントの「チリとチリリのおもちゃのおんがく会」に226人ご参加をいただくなど、当初から予想を大きく超える方々がご来館されました。

夏休み終了後も、週末を中心に親子連れが多くご来館され、展示期間中、展示室や1階文学サロンは小さなお子さんを連れてご家族でにぎわいました。

観覧者の傾向としては、東京、神奈川からの来館が約9割と、近隣からの来館が多くございましたが、どいさんがSNSで積極的に発信してくれたこともあり、北海道や沖縄など全国各地の方にご来館いただくことができました。

また、初めての来館者が70.4%と高く、この展覧会が文学館を多くの方に知っていただく機会になったことがうかがえます。

小さいころに読んだ絵本を成長した娘と一緒に見に来たという感想が多くあり、来館者の99%という非常に多くの方から満足したという感想をいただきました。

報告は以上となります。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（4）について、担当者からご報告いたします。

○市民文学館担当課長（町田市民文学館長） 報告事項（4）「『第18回文学館まつり』の実施報告について」、ご説明さしあげます。

文学館では、10月27日に「第18回文学館まつり」を実施いたしました。

歩行者天国とした文学館通りでは、フリーマーケットや模擬店、ライブを開催したほか、館内では、スーパーボールすくいや映画会、落語会、森村誠一展の無料公開などを実施しました。

また、近隣の保育園にご協力いただき、乳幼児連れの方の休憩所を設けるなどし、同日

に開催した「ゆうゆう版画美術館まつり」とともに、多くの皆様に広く地域を散策していただけるようにした結果、3,824 人の方々にご参加いただくことができました。

当日の文学館は衆議院議員選挙の投票所でもあり、多くの方がいらっしゃいましたが、大きな混乱もなく、皆様に秋の一日を楽しく過ごしていただくことができました。

報告は以上となります。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

予定された本日の議題は以上でございますが、そのほかに委員の皆様あるいは事務局から何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で町田市教育委員会第 8 回定例会を閉会いたします。

午前 11 時 40 分閉会